

別紙

第1 輸入穀類等検査要綱の一部改正関係

輸入穀類等検査要綱の一部を次のように改正する。

- 1 第23及び第24中「農政局長」を「農畜局長」に改める。
- 2 別表2の(ロ)中「倉庫くん査(A級)とする。」を「袋詰めされた穀類等については、倉庫くん査(A級)に、ばら積みされた穀類等については、サイロくん査(A級であつて、循環装置を有するものに限る。)とする。」に改める。